

Title	類義文について
Author(s)	宮地, 裕
Citation	語文. 30 P.1-P.13
Issue Date	1972-12-20
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/68597
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

類義文について

宮地裕

—

川辺に立って川を見れば、水は、

「ながれている。」

あるいは、

「ながれてきて、ながれ去る。」

であるが、川しものほうをながめて言えば、水は、

「ながれて行く。」

であるうし、川かみをながめて言えば、水は、

「ながれて来る。」

であろう。おなじ川のながれを言うとしても、話し手がその川を、よこから見るたちばから言うばあい、かみにあるたちばから言うばあい、しもにあるたちばから言うばあい、それぞれ独自の表現がある。

同様に、

① AがBに百万円やった。

② BがAに百万円もらった。

百万円が、AからBに、わたされた、ということがらを、Aを主語とし、Aがわのこととして話し手が言えば、たとえば①のよう

になり、Bを主語とし、Bがわのこととして話し手が言えば、たとえば②のようになる。「やる」と「もろう」とは、ふつう、対義語だと言われるが、一方では、「やる」に対して「くれる」という語があつて、「やる」と「くれる」とも対義語かもしれない。あるいは、「くれる」と「もろう」とも対義語かもしれない。対義語とはどういうものを言うのか、ここでは、対義語論を目的とするのではなく、相互関係を持つことを意味する（意味のなかの、かなり重要な部分に、相互関係」ということがふくまれていると言つてもよい）語のあるものは、ふつう、対義語と呼ばれるというまでのことである。ここでは、まずおおきく、①の文と②の文とが、たがいに対義語を述語としながら、その主語と目的語とを交替させることによって、文全体としては、おなじことを言っている、と表現しうる二文であるという事実注目しよう。

こういうことは、いくらかも例のあることであつて、

③ AがBに百万円貸す。

④ BがAに百万円借りる。

という二文も、同様に、文全体として、おなじことを言っていることになると見られる。述語が動詞のばあいだけでなく、名詞を述語とするばあい、たとえば、

⑤ AはBに対する百万円の貸し手だ。
⑥ BはAに対する百万円の借り手だ。
という二文も、同様に、おなじことを言っているとみとめられる。
こういう文をかんがえていくと、まだまだ、いろいろありうる。
たとえば、

- ⑦ AはBに百万円の貸しをつくる。
 - ⑧ BはAに百万円の借りをつくる。
 - ⑨ AからBへの貸しは百万円だ。
 - ⑩ BのAからの借りは百万円だ。
 - ⑪ AがBに百万円の貸しをつくる。
 - ⑫ BがAに百万円の借りをつくる。
 - ⑬ 貸しはAがBに百万円だ。
 - ⑭ 借りはBがAに百万円だ。
 - ⑮ 百万円がAによってBに貸される。
 - ⑯ 百万円がBによってAに借りられる。
 - ⑰ 百万円はAからBへの貸しだ。
 - ⑱ 百万円はBからAへの借りだ。
- など、いろいろあって、それぞれ一対のおなじことを言う文とみられる。そればかりではない。この、A B間の百万円の貸借、ということから、に関するかぎりでは、みぎの⑨から⑱までの一六文はすべて、おなじことを言っている、ともかんがえられる。一六文はみな、百万円の貸借関係が、Aを貸し手、Bを借り手として、A B

間に成り立っている、ことの一面を、いろいろの言いまわしで表現しているものだからである。

すなわち、③から⑱までの一六文は——ほかにもありうるが、すくなくともこれらの一六文は——みな、ひとつのことからある面を、ある言いまわしで表現しているものである。その、あるひとつのことから、を、全面的に表現するとすればどうなるか。それが、みぎの、百万円の貸借関係が、Aを貸し手、Bを借り手として、A B間に成り立っている、というたぐいである。つまり、

⑲ A B間に百万円の貸借関係があり、Aは貸し手、Bは借り手である。

などと言うたぐいであって、ほかにもいくつかありうる。たとえば

⑳ AとBとは貸借関係にあり、Aは貸し手、Bは借り手、貸借の対象は現金百万円である。

㉑ AとBとはそれぞれ貸し手・借り手として、百万円の貸借関係にある。

㉒ AからBへ方向で、百万円の貸借関係が存在する。

㉓ AからBへ百万円が移管され、Aは貸し、Bは借りの関係を、相互に承認している。

などであるが、こまかい部分の表現は、いくらも変えられるし、その組み合わせをかんがえれば、非常な数の文が、おなじことを言う文、としてありうる。

これらは、いずれもこのことから、A B相互の関係をふくむ全面として表現するものであって、Aがわのこととしての一面を表現するものでもなく、Bがわのこととしての一面を表現するものでも

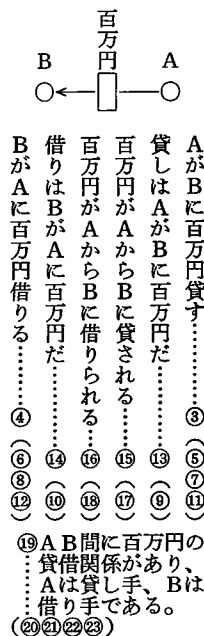
なく、また百万円の移管のこととしての一面を表現するものでもない。ということ、③から⑯までの一六文は、ことがらの一面を表現するものであり、⑱から㉒にいたる五文は、そのことがらの全面を表現するものだということである。したがって、④から㉒までの二一文は、すべておなじことを言う文であるが、その表現のしかたが、ひとつひとつ、みなちがうものだと言える。

前者、つまりことがらの一面を表現する文にあっては、なお、こまかくは、Aを主語とするか、Bを主語とするか、百万円を主語とするかのちがいがあるが、主語のちがいでではなくて、それにもなう目的語・述語のちがいがあり——述語に應ずる主語・目的語のちがいがあると、言ってもよい——、さらに重要なこととして、貸借という相互関係をふくむことがらを、その一つの方向においてとらえている、という点に特徴がある。相互関係の当事者A・Bのどちらかを主語にすれば、それから他への方向——Aを主語とすればBに対する行為として、Bを主語とすればAに対する行為として——において、ことがらがとらえられるにきまっている。

その相互関係のあいだに立つ媒介物たる百万円を主語にするときにも、

⑮ 百万円がAによってBに貸される。
 ⑯ 百万円がBによってAに借りられる。
 のように、「貸される」こととして表現されるか、「借りられる」こととして表現されるかするから、同様の事情がある。⑰では「貸し」としてとらえられ、⑱では「借り」としてとらえられる。その点、みぎのA・Bのどちらかを主語とするばあいと同様の事情にあると言える。

以上二一の例文によって述べたことは、二者間の相互関係をふくむことがらを表現する文は、いろいろにありうるものであって、その一面のみを表現するものもあり、全面を表現するものもあるが、それらすべては、ひろくはおなじことを言っていると見られる可能性を持つということである。例をしぼって一覽しておく、つぎのようになる。



それでは「おなじことを言う」とはどういうことか、文という言語表現に即して、もうすこしかんがえたい。

「おなじことを言う」文とは、まず第一に、同一の事実を指す文だと言ふことができる。あることがらを文に表現するのには、ああも言え、こうも言える、一面を言うこともでき、全面を言うこともできる、それらのおおきの文は、同一のあることがらを指しているのみられるからこそ、おなじことを言うという直観的に感じられるのである。

こんなことはあたりまえのことのようだが、ふくみとして大切なところがある。「おなじことを言う」という漠然たることの一部は「おなじことを指す」ことだとみられるが、その逆はかならずしも

みとめがたい。「おなじことを指す」文、すべてが「おなじことを言う」文だとは言えない。ふくみとして大切なところというのはここである。たとえば、文脈とか場面とかをたすけとして、おなじことを指しながら、

「AがBに貸す。」

と言ったとしても、これが、さきの二一文と「おなじことを言っている」と言えるか。この文には「百万円」が欠けている。表現として欠けているところがあるものは、たとえ、それが文脈や場面のたすけによって、省略されたものであっても、「おなじことを言う」文とはみとめられない。

ということとは、「おなじことを言う」文は、「おなじことがらを指す」文であるにとどまらず、第一には、そのことがらを成りたさせている要因のうちいくつかを、かならずその文のなかに表現しているものでなければならぬということである。いくつを不可欠の要因とするかは、その文グループごとに決まることであって、一定ではない。みぎの例では、A・B・百万円・← の四要因の表現があり、その表現を持つ文グループが「おなじことを言う」とみとめられたが、一つ欠けた三要因だけの表現では、おなじことを言うとは言えないとしたのである。それゆえ、同様に四要因よりおおくの要因の表現を持つ文もまた、おなじことを言うとは言えないことになる。たとえば「年利七パーセントで」という要因がくわわれれば五要因となる。五要因の表現を持つ文グループは、そのグループとして「おなじことを言う」ものだけれども、まえの四要因の表現を持つ文グループとは別のグループを組むのである。すなわち、「おなじことを指す」文は、非常にたくさんあるけれども、表現される

要因の数ごとに、文グループは別々になるとすべきものであって、その文グループごとに「おなじことを言う」とみとめられるのである。以上のまとめを、規定のかたちで述べれば、つぎのようになる。

「おなじことを言う文グループとは、同一のことがらを指し、かつ、そのことがらの成立要因のいくつかを、表現として持つものである。」

ややかたく言えば、「『おなじことを言う』文とは、文として『同一指示対象 (reference)』と『同量要因表現』を持つものだ」ということになる。

念のためにつけくわえるが、おなじことを指していても、おなじことを言うとは言えない文は、いくつもあることで、文に表現される要因が量的に過不足あるばあいばかりではない。要因を直接表現せずに、指示語をもちいて指すにとどまるばあい、あるいは、ことがらを抽象化したり、比喩的に表現したりするばあいなど、いろいろある。さきのことがらを、たとえば、

「だれかがだれかにすることだ」

「かれらの間の問題だ」

「二人のあいだの貸借関係だ」

「そんなこともあるね」

「かれのすることさ」

「そうだよ」

などと言ったとすれば、これらはさきの四要因の表現を持つものとは、やはり別のことを言う文である。また別の事例でよく例に挙げられるが、

「これは三角形だ」

というのと、

「これは三直線でかこまれた図形だ」

というのとは、要因の表現がちがうから、おなじことを言う文ではないし、おなじものを指していても、見たてや用途のちがいを反映して、

「机だ」

というのと、

「ミカンばこだ」

というのとは、やはりおなじことを言う文ではない。

三

「同一指示対象」「同量要因表現」を持つという二条件のもとに「おなじことを言う文」を、文に即して「類義文」と言うことにしよう。あることがらを文に表現するという方向で、文のさまざまなありかたを見てきたうえで、これを類義文という概念に統括すれば、以下には、類義文という概念に即して、文表現のがわから、これをささえる意義的・形式的特徴を考究しなければならない。その手順にはいるまえに、「類義文」という名称について一言注したい。

「類義文」という名称は、類義語(synonym)に準ずる私案の用語であって、英語訳としては synonymous sentence を当てたが、日本語では、シノニムにも類義語と同義語との区別が用語として立てられないのではないのと同様に、類義文とともに同義文をも用語として立てられないのではない。その必要があるときは立てることがゆるされてよいであろう。しかし、語のレベルでも、完全な同義語を、どの程度みとめるか、判定のむずかしいものであるし、本

来、完全な同義語はないと仮定するほうが厳密を期しうるとおもわれるし、研究上の効率もいと予想されるものである。まして文のレベルでは完全な同義文はないと仮定するほうがいいかもしれない。それゆえ、とくに必要のあるばあいには、類義文の一部に同義文がありうるとかんがえるにとどめ、類義文が同義文かの弁別にくるしむなどというめんどうは避けたいとおもう。一括して「同義類義文」と称したり、簡略化して「同類文」と称することもかんがえられるが、のちに触れる「対義文」との関係をも考慮して、意義の「義」をふくむ「類義文」を採ったものである。

さて、以上のしだいで類義文という用語を持ち出したからには、さきにも触れたように、あらためて、文の類義とはどういうことか、いくつかの文において、その類義(同義も)をささえるものはないかが問われなければならない。

さきの「同一指示対象」「同量要因表現」という二条件は、もつとも基本的な特性だとおもわれるが、それだけ抽象的な条件でもあって、そのために前記類義文の規定も、言語そのもの、当面、日本語の具体的な事実について、問いなおされる必要がある。

四

いくつかの文の類義を維持する条件はなにか。これを説明する方法の一つは、ある文のさまざまな変容の事態を組織的に考究し、そのどの程度までの変容が、なお、もとの文との類義を維持できるかを判定することであろう。類義文とみとめられる範囲内での、ある文の変容の実態がわかったならば、その体系的な整理ができる可能性があるから、そうすれば、類義文という、意義を基準とした文

グループの、形態的あるいは形式的な特徴があまりにきつかにされうるとおもわれる。

それには、もとより、さきの二条件をうごかしてはならないし、いくつかの文における類義を言う以上は、文として別々のものがないくつかあることを前提としなければならぬ。いくつかの文とは、同文ではない複数の文ということであって、その「同文でないということ」の認定も問題になるところである。

それらの前提や問題はあるが、とにかく、ある文のさまざまな変容がかんがえられ、現に、変容とみとめられるいくつかの文があることは否定できない。たとえば、

AがBに百万円 貸す／貸した／貸すだろう／貸します／貸しました／貸すでしょう／お貸しになります／お貸しになりました／お貸しになりました

のような述語の変容のうち、「貸す」と類義たりうるものはどれとどれか。同様のもののようにだが、

／貸さない／貸される／貸させる／

などの否定・受身・使役の表現になると、とうてい「貸す」と類義とは言えない。むしろ対義にちかひであろう。周辺には、

／貸したい／貸しそうだ／貸すそうだ／貸すようだ／
などがあるが、これらはどうか。

また、いわゆる補助動詞によるアスペクト的表現分化の諸相、

／貸して ある・いる・おる／やる・くれる・もらう／しまう／
みる／くる・いく／おく／
などはどうか。

ほかに、類義的な文をつくる変容は、いろいろにありうるかも

しれないが、形態的あるいは形式的なその特徴を解明するために、ここでは、それらを通じて、まず文の述語部分におけるさまざまな表現の変容や分化を検討し、つぎに文の述語にかかっていく部分の変容や分化を検討し、そしておわりに、両者の変容や分化にもかわらず、文全体としては類義を維持しうると見られるばあいはどういうものかを検討することにした。

五

まず、文の述語部分の表現の変容や分化には、つぎのようなものがあるとかんがえる。おおまかにしめせば、

ことがら表現・待遇表現・意図表現・対人表現

▽詞十 叙述辞・ 待遇辞・ 陳述辞・ 情感辞

(例) 行かせ ます か ね

のようになつて述語部分が構成され、こまかい変容や分化が見られるものであるし、いわゆる助動詞・終助詞・間投助詞の相互承接の形態論的事実も、ほぼ対応していることではあるが、そういう形態論的事実ではおさまりきれない問題も、類義文の述語部分に関しては、あるように見られる。

たとえば、待遇表現によってあらわされる待遇的意義(仮称)は文のことがら表現によってあらわされることがらの意義(仮称)にはなんの影響もあたえないし、対人表現によってあらわされる対人的意義(仮称)も、文のことがらの意義にはなんの影響もあたえない。これらがあつても、もとの文との類義は維持される、と言うことができる。

しかし、意図表現によってあらわされる陳述的意義(仮称)のう

ちのあるものは、それがくわわると「行きます／行きますか／行きなさい」のように、類義関係にない文をつくるちからを持つと見るべきではなからうか。ことからはおなじ「行クコト」だから、みぎの三文は、文としておなじ意義を持ち、陳述的意義の分化のちがいがあただけだ、と見ることもできそうであるが、私見では、そうはかんがえられないとおもう。なぜなら、文、である以上、陳述的意義もくわえて、はじめて、文の意義をなすと言うことがのできるのであって、ことがらの意義は、文の意義の中核の部分ではあるが全部ではないからである。

もともと、その文の意義の中核的部分になうことから表現の容や分化のおおきは、叙述辞によってことがらの意義をみな別々のものとするものであって、「行く／行かせる／行かない／行った」など、いずれも類義を維持するものではないと言わなければならぬ。

とすれば、おおすじとして、「ことがら表現」と「意図表現」とが、文の内部的・全体的意義を左右する性質を持つものであり、これに対して、「待遇表現」と「対人表現」とは、文の意義を左右するものではなく、それぞれ待遇的意義・对人的意義を添加するにとどまるものと見られる。したがって、待遇表現・対人表現のくわわることとは、類義文の変容・分化のわくのなかでのことになる。ただ承接上の順位から言えば、一つおきになってととのわぬ。これを解釈するためには、文の意義を左右するものと、左右しないものとの二つのすじをかんがえなければならぬ。さきの図示を、その意味で書きあらためれば、

対人表現

ことがら表現

意図表現

待遇表現

のようであり、実線部分が文の意義の根幹をなし、点線部分がそれぞれの意義添加をなすと見るべきであろう。

以上のようにかんがえれば、文の述語部分だけの変容・分化による類義文グループというものは、一つには、待遇表現ならびに対人表現の変容・分化による文グループだと言えよう。(それだけだというのでは、もとより、ない。)しかし一方、述語部分のことがら表現と意図表現とは、類義のものがないというわけではない。あるものは類義でありうる。それは言うまでもないが、「類義語句による変容」のばあいである。すでに例示した、

「貸すだろう／貸すかもしれない／貸す可能性がある／……」

「よくわからない／理解しにくい／理解しかねる／……」

などのたぐいであるが、いわゆる述語の類型的表現形式、複合述語などにも、これにふくまれるものがいくらもある。ただ、その範囲を厳密にきめることはむずかしい。

「いい／よろしい／わるくない／まずまずだ／かなりのものだ／……」

「行かないか／行ったらどうだ／行っただほうがいい／行くがいい／……」

など、類義句集を編むとしたら、その取捨にくるしむことは、類義語集よりも何倍かおおきことであらう。だとしても、類義(同義)も)語句を述語とする類義文のグループがあることは否定できない。

六

つぎに、述語にかかる対述語部分の変容・分化について。

対述語部分の変容にもかかわらず、文としての類義を維持することのもっとも明白なものは、いわゆる語順の変容である。対述語部分の語順の傾向は、かなりはっきりわかっていると言えよう（佐伯哲夫「現代文における語順の傾向」『言語生活』一九六〇・一一）、同「現代文における語順支配の論理」『国語学』一九六二・九、同「かかり部における基本的語順の認定法」『月刊文法』一九六九・一一、宮島達夫「カカリの位置」『計量国語学』二三一九六二・一四・三）が、傾向であって固定的法則ではないこと自体、語順変容による類義文の存在を前提としていると言わなければならない。例示するまでもないが、

「AがBに百万円貸す。」

「BにAが百万円貸す。」

「百万円AがBに貸す。」

「百万円BにAが貸す。」

「Aが百万円Bに貸す。」

「Bに百万円Aが貸す。」

どれもとくに異義の文をなすものではないし、文頭の連用語がとくに強調されるとも言えない。要するに対述語部分の語順変容は、修辭的変容の一つであって、いずれも類義文の範囲のなかにあり、その変容は構文の法則的事実には属しない。それゆえ、後述する構文の型の問題のなかに取りあげることほしい。

つぎに、述語部分における類義語句による変容と同様、対述語部分の連用語ごとに、類義語句による変容がありうる。それによって部分的語句変容の類義文が生まれることはあきらかである。類推してかんがえうることであるから、ここでは略する。そのほか、対述語部分の連用語が、係助詞・副助詞をとるとき、そのおおくは文として類義を維持すると見られようが、句末の否定や仮定との呼応を持つものなどになると、はたして、文として類義を維持すると言えらるかどうか、うたがわしい。また、関連して陳述副詞はことからの意義をくわえないから、それがあっても同量要因表現の条件に影響をあたえないと見られるが、その範囲も問題になるところであって、これらの、いわば、「ことから表現+陳述表現」の周辺部に位置する諸現象については、なお、こまかい検討をくわえなければならぬ段階にある。

七

つぎに、述語が変容し、それに応じて対述語が交替しても、文全体としては類義を維持するばあいがある。これについてはすでに述べるところがあった。相互関係を持つ動作・状態の対義語を述語とする一対の文が、主語と目的語とを交替させることによって、たがいに類義文たりうるのは、その典型的なものである。これは、言いかえれば、述語だけを対義語で置きかえたと対義文となるべきところを、主語と目的語を交替させることによって類義を維持するものであるが、この現象における重要なところは、さきにも触れたように、構文の型は一対ごとにおなじになっていることである。たとえば、

① Aが Bに 百万円 やった。 「いかにニシタ。」

② Bが Aに 百万円 もらった。 「いかにニシタ。」

③ Aが Bに 百万円 貸す。 「いかにニシタ。」

④ Bが Aに 百万円 借りる。 「いかにニシタ。」

⑤ Aは Bより 五キロ 重い。 「いかにニシタ。」

⑥ Bは Aより 五キロ 軽い。 「いかにニシタ。」

のようである。そこまで抽象したレベルでは、構文の型をおなじくすることが類義文をささえる条件となっているのであって、その点是对義文も同様である。(ついでながら、この面から「対義語」を見れば、対義語とは、構文の型をおなじくし、述語以外の成分もおなじくして対義文を構成する一対の文があるとき、その述語に置かれる語のことをいうことになる。)

それでは、文の成分関係の変容にかかわる類義文は、すべて構文の型をおなじくするものであろうか。もしそうなら、前述してきた類義語による変容の類義文なども、また、こういう文の成分関係の変容にかかわる類義文も、すべて構文の型をおなじくすることになるから、類義文の基本二条件に「同一構文」という一条件がくわえられるべきだということになる。

しかし、事実はどうもそうはかんがえられない。すなわち、類義文としての基本二条件を満たし、かつ、構文の型がまったく同一とは言えない二文もあるとみられる。たとえば、

- (26) AがBを呼ぶ。
- (27) BがAに呼ばれる。

のような、いわゆる能動の文と受動の文とは、述語が「呼ぶ」と「呼ばれる」という対義的な意義を持ち、かつ、A・B両者の交替が

ある点で、さきの①②、③④、⑤⑥というそれぞれ同一構文の類義文に似たものであるが、構文の型がちがう点で、まったく同質とは言えないとおもわれる。こういうことはなぜおこるのであろうか。受動の構文のすべてがそうだとは言えないのであるが、かなり一般のあるいは典型的な受動の構文というものは、能動の構文と対立しつつ、その構文を内包するかたちでできているので、その点、さきの同一構文の類義文と同質に論じられないところがあるためではないか、とかんがえられる。この点では、受動の構文は使役の構文に対応しているのであって、その関係は、

(26) Aが Bを 呼ぶ …… 能動

(27) Bが Aに(自分を)呼ばれる …… 直接の受動(受動の典型)

(28) Cが Aに Bを 呼ばれる …… 間接の受動

(29) Aが Bを 呼ぶ …… 能動

(30) Cが Aに(自分を)呼ばれる …… 直接の使役

(31) Bが Aに Bを 呼ばれる …… 間接の使役

のように、(26)√(27)√(28)、(29)√(30)√(31)のかたちで包み包まれる関係になっている。したがって、包み包まれる関係にない、さきの①②、③④、⑤⑥などと同質ではないことになるとかんがえられる。

とすれば、類義文には同一構文の型を持つものとそうでないものがあると言わなければならない。前述の範囲でも、一対ずつになつていた類義文のおおくは同一構文の型を持っていた(①②、③④以下(16)まで)が、それをさらにのおおきくまとめて類義的だと言うとすれば(③から(26)まで)、それらには、いくつものちがった構文

の型がふくまれていた。ただ、後者は、類義的^レであつて、おなじことを言う、とまでは言えても、ここでの「類義文」にすべて一括することはみとめなかつた。そこで、同一ではない構文の型を持つもののうち、能動対受動のように、多少ちがう構文の型を持つとみられるばあひのあるものを、類義文にふくめるかどうか、のこされた問題である。

つまり、もしも、同一指示対象・同量要因表現という基本二条件にくわえて、同一構文ということをくわえるなら、一切の同一ではない構文を持つ「類義文」は、類義ではあつても別格あつかいになるし、もしも、同一ではないが、同じような、構文という程度まで制約条件の内容をゆるめるならば、一部の能動対受動の文のようなものも、類義文のなかに席をあたえられることになる。

目的等にもとづく規定の問題になるが、類義文という意義中心の概念から出発する本稿では、多少の構文の型のバリエーションは許容したい。げんに、動詞によつては、ニ格をとつたりカラ格をとつたりすることがある。また、カラ格をとつたりデ格をとつたりすることがある。これらを、すべて構文の型のちがうものとするかしないか、あるいは、異形態のような異構文をかんがえるかどうか、構文の観点からは、詳細な論が、別に用意される必要があるが、ここではおよびえないし、かならずしも必要ではない。別稿にゆずるところとする。

八

以上述べたところをまとめると、概要つぎのとおりである。

ある一つのことから文にあらわすとき、われわれは、ああも言

うことができるし、こうも言うことができる。そのことからの一面をとらえて表現することもでき、全面をとらえて表現することもできる。それらの文グループを、「類義文」の概念で一括すれば、類義文の基本条件は、「同一指示対象」「同量要因表現」の二つである。もっと具体的に検討すると、そのなかには類義語句のちがひによるだけの類義文もあるし、述語部分における意義分化の一定範囲までの変容による類義文もある。また、対述語部分の語順変容による類義文もある。また、述語に対義語を置き、それに対する主語・目的語などを交替させながらも、構文の型をおなじくすることによつて類義文をなす一対の文もかなりある。能動構文と受動構文とは述語が対義的であり、主語・目的語の交替もあるが、構文の型をこれにするものである。しかし、文としては類義とみとめられ、これに類するものは、ほかにもいくつかの類型がある。これらは、その構文の型の変容の性格を、どういうものとかかんがえるか問題であるが、本稿では、これらをも類義文のなかにふくめるものとした。以上である。

問題は、意味論のなかでもとくにめんどうなところにかかわるものであるから、手はじめに、主として一対の類義文について、それも単文(單純文)に限定して考察をすすめてきた。複雑な文になればなるほど、さまざまな類義文がありえて、一層問題はむずかしく、しかし、一面興味をそそることになるようである。たとえばいわゆる複文(複合文)では、

「走れば間に合う。」

「走らなければ間に合わない。」

「走らずに間に合うことはできない。」

「間に合うには走らなければならない。」

「間に合おうとすれば走らざるをえない。」

「間に合うためには走ることだ。」

など、多様な類義文がかんがえられる。これらの複文での類義を維持しうる形態上(形式上)の法則あるいは条件はなにか、まだほとんど不明である。それはいわゆる修辭的変容とか、言いまわしのちがいとかなわれる以上に、そこにあるかもしれない形態上(形式上)の法則や条件の解明をもとめているものとおもわれる。ここでは、そのもつとも簡単な単文の一部をあつかつたにすぎないが、この範圍のなかにも、まだまだ考究すべきところがすくなくない。

補注 一

類義文とは二文以上の文について類義であることを言うのだから、複数の文の存在を前提とする。複数の文とは、同文の複数ではなく異文の複数であるから、類義文という以上、あらかじめ複数の異文の認識がなければならぬ。異文とは一般に、同形(同音形)でない文、であることを必要条件としていると解されるから、その意味で、異形の文、であると仮定することがゆるされようが、その仮定のもとでも、問題がいくつかありうる。一つは、異形、の程度問題あるいは質のちがいの問題であり、一つは、同形、でも、異義、の文があるから、これは、同形異義、の、異文、というべきだといふことである。(ほかに問題がありうる。)異形の程度あるいは質の問題というのは、形態論において異形態(アロモルフ allomorphy)を設定し、同一の形態素に該当する複数の異形態をかんがえることがおおいと同様に(あるいは対応的に)、異文Ⅱ異形文を設定するにはするが、それらの抽象概念として文素(仮称)を仮定するのである。同一の文素に該当する複数の異文があり、文の意義においては同一だが、いくつかの部分的変容を持つ異文を類義(同義)文と言うとする。その際、もつとも問題になるのは、形態論における形態

素と形態とのレベルのちがいで、形態レベルでの異形態の認識の問題と同様に(あるいは対応的に)ではあるが、もつと複雑な程度において、「文素Ⅱ文」の抽象と具体とを相關的に認識することのむずかしさ、および、文レベルでの異文の範圍の決定のむずかしさである。

つぎに、同文異義(同音形で異義なるもの)の問題とは、よく引かれる「ないものはない」①ナンデモアル、②断然ナイノダ、「うそをつけ」③ウソヲ言ウモノデハナイ、ウソヲ言ウナ、④ウソヲ言ウノダゾ、のたぐい、つまりは、多義的な文は、同文異義の複数の文と言いうることである。これを一文の多義なるものとするが、複数の文の異義なるもの(複数の異文)とするかは、規定のしかたの問題でもあるが、決定的な論が、まだ立てられない段階にあると言える。この点は、同語異語の弁別の問題、あるいは、辞書における見出し語の立てかたの問題と、かなり対応的にかんがえうるところであつて、語のレベルでも、文のレベルでも、未解決な重要課題の一つとおもわれる。

補注 二

大塚高信編「新英文法辞典」の「Transformation」の項には「(文転換)文の意味を変えることなく、その構造のみを変えらることをいう。単文を重文または複文に、またその逆に變えることなどをさす。」とあつて、「文体その他細かに文のあやなどが違つて来るのは当然で」、「文語的」、「口語的」などのちがいがありうるとしながらも、単文Ⅰ重文、単文Ⅱ複文など、六種にわけて例示している。

- 1) 単文Ⅰ重文: Knowing is quite different from doing. √ Knowing is one thing and doing is quite another. (知ることは一つことであり、為すこととはもう一つ別のことだ。) √ He is tall enough to touch the ceiling. √ He is very tall and can touch the ceiling. (彼は天井に手がとどくに十分高い。) √ 彼は大変高くて天井に手がとどく。

- 2) 単文Ⅱ複文: I want to know the time of his arrival. √ I want to know when he arrive. (私は彼の到着の時刻が知

りたい。V 私はいい彼が着くかが知りたい。/ He insisted on buying the carpet. > He insisted that he would buy the carpet. (彼はそのカーペットの購入を主張した。V 彼はそのカーペットを買おうと主張した。)

(訳文宣地)

一部分を引くにすぎないが、ここである「文転換」は、単文・複文・重文というおおまかな構文の種類を基準として、そのあいだでの構文転換を、これもおおまかな意味で「文の意味を変えることなく」という範囲でかんがえるものである。もとより、日英両語のちがいがも反映して英文と和文とが、みぎの例文のようになまなく照応しながらもあつづけられ、発想の根本は、本論文と似たところがあると言えよう。

みぎの「文転換」の段階でくれば、変形生成文法 (Transformational Generative Grammar) は、かなり精細なルールと理論とを持つものと言つてよいであろうが、操作過程のうえでも、理論のうえでも、発展の途上にあると見られることはもとより、変形などに参加させる範疇的な要素をどう立てるべきか、その要素間の関係はどうなっているのかなど、基本的なところが、かならずしも明確ではないように見られる。しかし、小論のとき考察にとっては、もつとも参考とすることのできることをあつて言語理論の二つであつておまわれる。その点でも注目していただきたいかんがえが、その二つの paraphrase (パラフレーズ、言い替え) の概念は、当面の類義文の論にとつて、もつとも注意すべきものかとおまわれる。パラフレーズなる用語は、『英語学辞典』『新英文化辞典』には見られず、変形生成文法以来のものなのであるが、要は「同一の言語において、意味を変へることなく、Aの表現をBの表現に変形すること」であり、「二つ」の文が、同一の深層構造をもつものであると、その表面構造における違いは、なんらかの変形によるものであるなら、それらの文は言い替えの関係にある、とどういふのである。」とされる (安井稔編『新言語学辞典』三〇一ページ)。たとえ

He looked up the number.
He looked the number up.

No one ever gave John anything.
Nothing was ever given to John by anyone.
Never did anyone give John anything.
John was never given anything by anyone.

などは、それぞれ二文、四文のパラフレーズであるという。しかし一方では、

Marry bought the book from John.
John sold the book to Marry.
Marry liked the play.
The play pleased Marry.

などは、それぞれパラフレーズであるが、これらはそれぞれ深層構造が同一だとは言えないものである。こゝいう事実があるから、パラフレーズの関係は、必ずして統語部門の問題とするわけにはいかないのかもしれない。つまり、意味部門で規定されるべきものかもしれないのである、という(同書)。この辺の問題は、新言語学においてもまた今後の課題とされていると推察される。

また、国広哲弥「意味の諸相」の context-sensitivity の項には「hyphalage 変形(代換変形)に触れるところがあり(二三三ページ以下)、文のある部分を卓立する意図をもって、語順をかえたり、語順とともに多少表現をかえたりすることと言及している。

Hang a picture on the wall. > Hang the wall with a picture.
(壁に絵をかかれ。 > 壁を「絵」でかかれ。)

She is cooking rice now. > Rice is cooking now.
(彼女は「いま」ごはんをたがっている。 > 「ごはん」は「いま」たがっている。)

(訳文宣地)

日本語の例では、

「私がフランス語をよむ。 > 私はフランス語をよむ。 / フランス語は、私がかよむ。 / 私はフランス語をかよむ。」

という、いわゆる「とりたて」の表現がおげられているが、また組織た

てられていない。

また、Richard M. Snavy の 'Paraphrase Grammar', 1971, Formal Linguistic Series Vol. 2 (成田義光氏の教示による) は、チョムスキーの諸論考(1964, 1965) から出て、Z. S. Harris の 'String Analysis of Sentence Structure', 1962, 'Mathematical Structure of Language', 1968, 及び H. Hiz 'The Role of Paraphrase in Grammar', 1964, 'Referentials', 1969 のなぐれを引くらしく、本論文ともかんがえかたの接するところがあるようでもあるが、おおまかに言えば、パラフレーズの生まれる過程の文法的規則の追究に重点があつて、変形生成文法の分脈のようにおもわれる。専門分野のかたがたの教示を待ちたいところであるが、本稿は、変形や転換の前提となる、文の意義が変わらないということ、文における類義関係ということ、それ自体について、形態とのかかわりにおいて、多少の考察

をすすめようとしたものである。

補注 三

宮島達夫「動詞の意味・用法の記述的研究」国語研報告43、一九七二、第三部「1. 動詞の意味と文法的性質」における「2. 動詞間の構文機能の対応」および「1. 動詞における構文機能のかきなり」は、成稿後手にしたため、本稿では論じえなかつた。本稿とは出発点も、重点のおきどころもちがうが、2. 類義文間の「可逆的」「不可逆的」意義・構文の対応を、動詞に視点を据えて調査記述したものであつて、本稿のような方向の考察にとつても参考になるところがおおい。また整理できるところもあるのではないかとおもふし、「可逆的」「不可逆的」および「対称的」「非対称的」の二つの分類基準自体についての論も必要かとおもふが、本稿の一部分とかさなるところもあり、別に論じたいところである。

(本学助教授)